

# 大阪市児童福祉審議会 こども相談センター審査部会運営規程

## 1 総則

大阪市における児童の施設入所等の措置の決定及び解除等にあたって、児童福祉法第 27 条に基づく意見聴取機関として、大阪市児童福祉審議会条例、及び同条例施行規則第 2 条、並びに運営要綱第 2 条に基づき、大阪市児童福祉審議会（以下、「審議会」という。）の下に、「こども相談センター審査部会」（以下、「部会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

## 2 審議事項

次の事項にかかる意見聴取及び審議を行う。

- (1) 児童福祉法第 27 条第 6 項に基づく施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項
- (2) こどももしくはその保護者の意向がこども相談センターの措置と一致しないケース
- (3) こども相談センター所長が必要と認めるケース

## 3 委員構成

部会の委員は、審議会条例施行規則第 2 条に基づき、審議会が指名する 5 名の委員で構成する。

## 4 部会の会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (2) 部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (4) 部会の議決は、これをもって審議会の議決とする。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。
- (6) 部会長は、必要と認めるときは関係機関への調査を行うことができる。

## 5 部会の開催

月 1 回定例開催することを原則とし、必要に応じ随時に開催することができる。

## 6 開催場所

大阪市こども相談センターにおいて開催する。

## 7 個人情報等の取り扱い

本部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## 8 事例資料

所定の『こども相談センター審査部会提出資料』より事例概要及び審議事由を記載し作成する。  
資料は審査部会終了後回収する。

## 9 出席者

事例報告に当たり、当該事例に関与しているこども相談センター職員、関係機関職員が出席する。

## 10 事務局

本部会の事務局は、大阪市こども相談センターに置くものとする。

## 附則

この規程は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。